

第 9 8 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 2 2 年 3 月 1 8 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、浅見、法西、村岡、岡田、加藤、佐々木、田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、岩間、前田、伊藤、平塚
(コンサルタント) 富士川、釜谷、村上

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

第 58 回流域委員会の審議内容、論点整理に向けた当面のスケジュールについて協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 58 回流域委員会の審議内容

- ① 整備計画 (原案) において継続検討とした事項に関連する「新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査の状況」について、県から説明し質疑・応答を行う。
- ② 第 57 回流域委員会において、県から説明があった「既存利水施設の治水活用についての検討状況」に対する質疑の中で、県が回答を保留していた事項について、県から回答する。

(2) 意見書の審議方法

- ① 第 57 回流域委員会で提出された意見書 (第 57 回流域委員会資料 2-1) のうち「質問事項」に対する県の回答 (第 57 回流域委員会資料 2-2) について、時間の都合上、県からの説明は省略したが、各委員はその内容を確認済みであるため、第 58 回流域委員会では改めて県から説明する時間を設けない。
- ② 県は、第 57 回流域委員会以降に新たに追加された意見書の内容を「質問事項」と「意見」に分け、第 57 回流域委員会資料 2-2 と同様に「質問事項」と「意見」ごとに 7 つの項目に分類した整理表 (第 98 回運営委員会資料 2-2) を第 58 回流域委員会に提示する。
- ③ 県は、第 57 回流域委員会で提出された意見書のうち未回答の「質問事項」及び第 57 回流域委員会以降に新たに追加された意見書の「質問事項」に対する県の回答を整理した資料を第 58 回流域委員会で提示及び説明する。その後、第 57 回流域委員会で資料配付した回答も併せた「質問事項」全体について、必要があれば再質問とそれに対する応答を行う。
- ④ 県は、第 57 回流域委員会で提出された意見書の「意見」に対する県の回答を可能な限り整理し、第 58 回流域委員会で提示及び補足説明する。
- ⑤ ④で提示されなかった県の回答と、第 57 回流域委員会以降に追加された意見書の「意見」に対する県の回答は、第 59 回流域委員会で提示することとする。ただし、提示する資料は、県から各委員に事前送付する。第 59 回流域委員会での県からの説明については、今後の運営委員会で取り扱いを協議する。

(3) 整備計画 (原案) に対する論点の整理について

- ① これまでに提出された意見書のうち、「質問事項」については、第 58 回流域委員会で県からの回答が全て提示されることになるが、「意見」についての県の回答が提示されていない現時点では、運営委員会は具体的な論点を整理する作業に入るのは難しい。
- ② 「意見」に対する県の回答は、第 58 回流域委員会 (3 月 24 日) 及び第 59 回流域委員会 (4 月 19 日) において順次提示される予定であるため、委員会は、3 月 29 日及び 4 月 26 日の運営委員会で論点整理について集中審議する。
- ③ 第 59 回流域委員会 (4 月 19 日) は、県から提示された「意見」への回答全体を通しての意見交換を行う。
- ④ 論点ごとの審議は、第 60 回流域委員会 (5 月 10 日) から行う。

(主な意見等)

(1) 第 58 回流域委員会の審議内容

・新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査状況の説明は、委員会としては聞き置くということであったので審議対象ではないのではないか。

- ・委員会における新規ダムの位置づけを審議するための情報として新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査状況の説明を聞き、第 58 回流域委員会ではその内容に関する質疑を行うという整理でよいのではないかと。
- ・新規ダムについては、環境 2 原則に関わる生き物の保全が可能なのかどうかの調査はまだ継続中であり、いつ発表されるのかについて見通しが立っていない。
- ・県は、整備計画に記載している河道整備の 3 工区に関わる環境 2 原則については、実際の工事の中で技術的に可能かどうかの資料をしっかりと出して欲しい。
- ・整備計画に記載されている環境保全対策の記述がきれいごとに終わらないために、実際の河川改修工事の中で、どのように実行されるのかについての議論は、今後の審議の中で行われるべきである。

(2) 意見書の審議方法

- ・委員からの質問は、意見を述べるためのものであるため「質問事項」への回答を先に終わらせて、早く審議に入り、「意見」に対する県の考えを聴きたい。

(3) 整備計画（原案）に対する論点の整理について

- ・県は、平成 23 年度から事業に着手したいので、整備計画については、平成 22 年度の早い時期に国土交通大臣に同意申請を行いたいと考えている。このため、希望としては、第 63 回流域委員会(7 月 5 日予定)で答申をいただきたい。（県）
- ・整備計画原案の提示自体が、当初の計画から数ヶ月ずれ込んでおり、膨大な意見が出ているのを考えるとそのような日程で十分な議論ができるかどうかは難しい問題である。委員会の事務局として期限を切るような要請を持ち出す前に、どのような審議スケジュールを立てれば可能かについて具体的な提案を提示すべきである。
- ・県が 23 年度から事業着手したいと主張するのなら、23 年度はもちろん整備計画期間 20 年間のせめて前半の具体的な年次事業計画を示して、その必要性を説明するべきである。それなしに、原案の説明を聞いたばかりの時点で、答申時期についての議論はできない。
- ・おおまかなスケジュールならば、お示しすることができる。（県）
- ・審議内容には「論点の議論」と「修文作業」があり、この二つの審議をどのように進めればよいかを考える必要がある。
- ・「修文」の細部についての議論は、本委員会ではなく運営委員会で行わざるを得ないのではないかと。
- ・実施計画レベルのことまで審議すべきではない。委員と県、さらには委員同士が、整備計画本文の内容としてどの程度の内容までを書くのかということを通認識しておくべきである。
- ・県は、整備計画（原案）を委員会の提言書を踏まえて作成したものであると説明しており、既に提言書と整備計画(原案)との対比表も提示している。提言書を作成した委員会としては、県が提示した整備計画（原案）及び提言書との対比表を踏まえて、合致している点や相違している点などを明確にしながらか論点を整理し、問題点を詰めていくという道筋ではないかと。
- ・論点を整理する作業は、運営委員会で議論することになるのではないかと。
- ・整備計画は「計画」として大枠を示したものであるという共通認識に立てるのであれば、後は、抜けている項目をチェックする作業と、「計画」の実施にあたって減災対策や周辺整備を含めてぜひとも留意してほしい事項をどのように記載するかを整理する作業になる。施設の構造にまで踏み込むといつまでも収束しない。委員は、「計画」であることを大前提として審議していかなければならないと思う。

(4) その他

- ・県は、4 月の人事異動があったとしても委員会の審議に支障を与えないように対応してほしい。
- ・流域委員会資料のホームページへの公開について、委員会開催後、もう少し速やかに行ってほしい。

2 流域委員会の事務局および県の体制の変更について

県は担当課と流域委員会事務局を補佐するコンサルタントの委託先が 4 月から以下のように一部変更になることについて説明した。委員会側はコンサルタントの役割を明確にするとともに、この時点での担当者の変更が委員会運営の支障にならないように対応することを要請し、県は確認した。

- これまで建設技術研究所が担当してきた業務のうち、委員会の庶務的な業務が三井共同建設コンサルタントに移り、技術的なサポートをする業務は従来どおり建設技術研究所が担当する。

3 第60回流域委員会開催後のスケジュール

第60回流域委員会開催後のスケジュールについて協議した結果、以下のことを確認した。

- 第61回流域委員会以降の流域委員会の日程を以下のとおりとすることで、第58回流域委員会に諮る。
第61回：5月28日（金）、第62回：6月22日（火）、第63回：7月5日（月）
- 運営委員会の日程は以下のとおりとする。
第101回：5月17日（月）、第102回：6月7日（月）、第103回：6月28日（月）

◆ 第98回運営委員会配付資料

(武庫川水系河川整備計画（原案）の審議の進め方について)

資料1 第58回武庫川流域委員会次第（案）

(委員からの意見書：第57回以降追加分)

資料2-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する意見書（その2）

資料2-2 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見の整理表（その2）

(住民からの意見書)

資料3 住民からの意見書

(アンケート)

資料4 第57回 武庫川流域委員会アンケート